

①事業名	【14】豊かな体験活動推進事業	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 初等中等教育局児童生徒課(課長: 坪田 眞明)	
③施策目標及び達成目標	施策目標 2-2 豊かな心の育成 達成目標 2-2-2 小学校における一週間以上の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身につける教育を推進する。	
④事業の概要	本事業は、「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」等を指定して他校のモデルとなる体験活動を実施し、その成果を全国に普及することで、全国の小中高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施することを目指すものである。 来年度は、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を拡充するとともに、小学校においては宿泊を伴う自然体験等の体験活動を、中学校においては引き続き体験活動全般を充実する。さらに、高校においては普通科における体験活動を充実する。	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額 486百万円(平成17年度予算額: 396百万円) 事業開始年度: 平成14年度	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 本事業は児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、平成17年度までに全国の小中高校において7日間以上のまとまった体験活動が実施されることを予定していた。	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕 文部科学省の実施した調査によれば、小学校及び高等学校においては、年間7日間以上の体験活動が実施されているところであり、当初の目的については一定程度の効果が得られている。	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	【得ようとする効果】 全国の小中高校において7日間以上のまとまった体験活動が実施される。特に、小学校においては、宿泊を伴う体験活動が推進され、高等学校においては普通科における体験活動が推進される。	⑨達成年度
	【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業を実施することにより、全国の小中高校において体験活動が実施され、児童生徒の社会性や豊かな人間性が育まれるため、豊かな心の育成に結びつく。	平成22年度
⑩必要性	児童生徒の豊かな心を育むためには、知識だけではなく様々な体験をさせることが効果的であるため、体験活動の推進を図ることが重要であり、中央教育審議会においても「小・中・高等学校の各学校段階を通じて、体験活動を計画的・体系的に推進する必要がある。」との議論がなされているところである。 さらに、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき状況にあり、その対応としても児童生徒に豊かな心を身に付けさせることは非常に重要である。 (参考: 子どもの体験活動等に関するアンケート調査報告書(平成10年7月: 文部省委嘱調査: 青少年教育活動研究会)) また、少子化や情報化の進展により、家庭や地域で同年代の子どもと集団生活を行う機会が減少し、コミュニケーション能力や社会性が低下しているとの指摘もある中で、学校教育において、共同生活を通して協調性や規範意識、公衆道徳等を育成する機会を設けることが重要となっている。 なお、体験活動の実施状況については依然として各地域・学校による差があることから、引き続き国が支援を行っていくことが必要である。	
⑪効率性	本事業の予算は平成18年度概算要求において486百万円であり、本事業の実施により全国で1,175校の学校において体験活動が実施されることが見込まれる。	

⑫ 想定できる代替手段との比較考量	全国全ての学校の活動に推進校の経費に相当する補助を行うよりも、モデル事業として実施し、その成果を全国に還元することが効率的である。
⑬ 有 指標・参考指標	学校における体験活動の実施時間数
効 性	効果の把握の仕方 この検証の基礎となるデータについては、文部科学省において実施している体験活動実施状況調査（抽出調査）により入手する。
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠 本事業の実施により、平成16年度までに小学校・高等学校において体験活動の実施日数が7日間を超えたことを考慮すると、本事業の得ようとする効果は十分達成することができると判断。
⑭ 公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価]
⑮ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
⑯ 備考	政策群「都市と農山漁村の共生・対流の推進」及び「少子化の流れを変えるための次世代育成支援」に登録

豊かな体験活動推進事業

背景

- ・学校教育法の改正
(社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動の充実、平成13年7月)
- ・中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」
(平成14年7月)
- ・新学習指導要領の実施による体験活動の充実
(小・中学校は平成14年度から、高等学校は平成15年度から)

体験活動推進地域・推進校

- ・各都道府県に小・中・高等学校等を含む推進地域を指定
- ・命の大切さを学ばせる体験活動について調査研究を実施
- ・社会性を育成するプログラムの実施
- ・体験活動を通じた学校種連携の一層の推進を図る



各学校の先駆的な取組を全国の学校へ普及

地域間交流推進校

- ・都市と農山漁村の共生・対流に関する政府としての取組等を踏まえ、異なる地域との多様な交流に関わる体験活動を実施
- ・地域間交流推進校の実践を踏まえ、各都道府県において開発したプログラムを普及・活用



各地域の特性を生かした地域間交流の促進

長期宿泊体験推進校

- ・青少年教育施設・寄宿舎等での長期にわたる集団宿泊等の共同生活を通して、協調性や規範意識、公衆道徳等の育成
- ・行政、保護者や青少年教育施設、NPO等が密接に連携し、学校の活動を支援



長期宿泊体験の推進に向けた先駆的な取組の実践

各取組の成果を発表するブロック交流会の開催 / 体験活動の実践例を収集した事例集の作成